

# 入 札 説 明 書

天川小学校教育用パソコン整備事業

平成 21 年 7 月

天 川 村 教 育 委 員 会

# 入 札 説 明 書

天川村が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加を希望する場合は、下記の事項を熟知のうえ、申請しなければなりません。

1 公 告 日 平成 21 年 7 月 27 日 (月)

2 契約者 天川村長

### 3 入札に付する事項

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 入札番号  | 教第 21-1 号                    |
| (2) 入札物品名 | 天川小学校教育用パソコン                 |
| (3) 数量    | 教師用 1 台 生徒用 15 台             |
| (4) 納入期限  | 平成 21 年 11 月 30 日            |
| (5) 納入場所  | 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 92 番地<br>天川小学校 |
| (6) 調達物品  | 仕様書に記載 (搬入・付帯工事等を含む)         |

- ① 入札は、備品、搬入、工事費等の諸経費一切を含めた総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 5% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる (1) から (9) までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格申請書提出要綱に定める入札参加に必要な資格を有し、天川村入札参加資格名簿に搭載されている者。
- (3) 天川村物品の購入等に係る入札参加資格者に対する入札参加資格停止要綱により入札参加停止期間中でないもの。
- (4) 当該物品の購入等に係る営業に関し、必要とする許可、認可を受けていること。
- (5) 必要書類を添付し、参加資格確認申請 (7-(2)) をしなければなりません。
- (6) 別紙仕様書に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績 (過去 3 年間に国又は地方公共団体への実績) がある者。
- (7) 奈良県及び大阪府に本店及び営業所 (支店) を有するもの。
- (8) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (9) 入札参加業者にあつては、別紙仕様書に示した物品の規格に合格した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であり、かつ、当該購入物品に関し迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

## 5 入札説明会の日時及び場所

日 時	時 間	場 所
平成 21 年 8 月 5 日 (水)	午後 2 時	天川村山村開発センター

## 6 仕様書について

- (1) 仕様書の閲覧及び貸与について  
説明会において仕様書閲覧・貸与申請書（別添 4）により貸与する。  
印鑑をご持参下さい。
- (2) 仕様書に対する質問は質問書（様式 6 号）に記入しメールで行う。  
メール先は（アドレス [kyoiku@vill.tenkawa.lg.jp](mailto:kyoiku@vill.tenkawa.lg.jp)）
- (3) 質問は 8 月 24 日（月）までとする。

## 7 申請書の提出場所

- (1) 場所及び問い合わせ先  
〒 638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60  
天川村役場教育委員会事務局  
TEL 0747-63-0321 (内) 211
- (2) 備品購入物品の参加資格確認承認（申請）について  
① 別紙入札仕様書に基づく備品物品としての適否の承認を物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（様式 1 号）により受けなければなりません。  
併せて下記の書類持参の上、提出して下さい。

提 出 書 類		注 意 事 項
1	物品購入等入札参加資格申請書（一般競争） （様式 1 号）	品目・数量等が分かるようにしておくこと。
2	適合規格承認物品一覧のフロッピー 別途配布します。	紙ベース・フロッピー 2 部
3	カタログ	インデックスを貼付 該当するところにマーカーして下さい。 2 部
4	納入実績調書（様式 2 号）	
5	納入証明書（別添 1）	
6	アフターサービス体制整備証明書（別添 2）	

提出期日 平成 21 年 8 月 24 日（月） 午後 4 時まで。

記期間内で必要書類を提出し、修正事項等がある場合は、8 月 28 日（金）午後 4 時までに再提出して下さい。（土曜日・日曜日・祝日等を除く。）

提出場所 天川村教育委員会事務局

提出部数 各 1 部【フロッピー（紙ベース）・カタログは各 2】

結果通知 平成 21 年 9 月 4 日までに物品購入等入札参加資格確認  
通知書（一般競争）（様式 3 号）（以下「通知書」という）を  
郵送します。

- ② 入札参加資格が認められなかった者の理由説明要求
- ア 方法 文書により持参すること（郵便は受付けない）  
（土曜日・日曜日・祝日は受付けない）
- イ 提出期限 通知書送付日より7日後まで（土・日・祝日含む）
- ウ 提出先 天川村教育委員会事務局
- エ 回答 文書により回答します。

③ 入札参加資格について

通知書において参加資格が有という通知を受けた者は、入札参加資格を有します。

④ 納入実績証明について

入札に参加しようとする者は、別紙仕様書に示した購入物品又はこれと同等の類似品に係る過去3年の国又は地方公共団体への納入実績調書（様式2号）に記入の上、契約書の写しや納入物品の内容が記載された仕様書の写しを1部作成し、上記①で示す提出期限までに、①と同じ場所に提出して下さい。

⑤ 納入証明書及びアフターサービス体制等の証明について

販売会社にあつては、上記①で示す適合規格承認申請を行なった物品等を、確実に納入できる納入証明書（別添1）1部、及び、契約履行後の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていると認められるアフターサービス体制整備証明書（別添2）1部を、それぞれ上記①で示す提出期限までに、①と同じ場所に提出して下さい。

## 8 入札の日時及び場所

日 時	時 間	場 所
平成21年 9月16日（水）	午後 2時	天川村山村開発センター

入札に必要な書類の他、通知書（様式3号）を持参下さい。

## 9 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、予定価格の100分5以上とする。免除規定があります。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金とします。ただし、天川村契約規則第6条に該当する場合は免除します。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 上記4で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札。
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札。
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札。
- (4) 同一入札者がなした同一事項について2以上の入札。
- (5) 入札に際して公正に入札の執行を害する行為があつたと認められる入札。
- (6) 入札書記載の価格を加除訂正した入札。
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札。

## 11 落札の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又は代理者が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
ただし、予定価格の制限に達した価格入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

## 12 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。  
契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、落札後速やかに契約を締結するものとします。
- (3) 落札者は、契約書に機器明細票を添付することを要します。

## 13 手続きにおける交渉の有無

有（上記7-（2）-①で示した購入物品適合規格承認申請の手続きが必要  
です）

## 14 注意事項

- (1) この購入物品の発注担当及び請求書の提出先は次のとおりです。  
〒 638-0392 吉野郡天川村大字沢谷60番地  
天川村教育委員会事務局  
電話番号 0747-63-0321（内211）
- (2) この購入物品の請求については、物品の設置検査・検収終了後、村と落札者と協議した上で請求するものとする。請求日から30以内に契約業者の指定する口座へ振り込むものとす。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了した後においても同様とします。
- (4) 落札者は、詳細仕様及び納入時期等について、事前に発注担当と協議して下さい。
- (5) 搬入・設置・調整については、発注担当及び当該校の校長と充分打ち合わせをし、指示に従ってください。
- (6) 購入物品納入設置後の検査・検収については、必ず、必要要員を確保し、検査等の立会、操作方法等の説明を要します。また、各構成装置の取り扱い説明書及びシステムの簡易取扱説明書を提出して下さい。